

令和元年度 第2回広島大学大学院法務研究科教育課程連携協議会

日時 令和2年3月2日(月)15時～17時30分  
場所 広島大学東千田総合校舎会議室  
出席者 日本弁護士連合会法科大学院センター 副委員長  
広島弁護士会 弁護士(鯉城総合法律事務所) 谷井 智  
広島弁護士会 弁護士(兒玉法律事務所) 犬飼 俊哉  
広島県総務局総務課政策監 木下 美樹生  
中国電力株式会社コンプライアンス推進部門担当部長 川本 賢一  
パナソニック株式会社理事, 同リーガルセンター所長  
(ライフソリューションズカンパニー担当)  
(兼)本社法務・コンプライアンス本部国際取引管理部長 三輪 淳之  
神戸大学大学院法学研究科 実務法律専攻長  
(法科大学院長) 教授 宇藤 崇  
広島大学大学院法務研究科 研究科長 教授 秋野 成人  
広島大学大学院法務研究科 副研究科長 教授 野田 和裕

○前回協議会(9月19日(木))概要確認[①HP公開用, ②保管用]

(報告)

1. 2020年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの評価結果・・・報告1  
秋野研究科長から資料(報告1)に基づき報告があった。
2. 大学院法務研究科現況調査表[平成28～令和元年度](教育, 研究)・・・報告2  
国立大学法人の中期目標期間の業務実績評価への対応  
秋野研究科長から資料(報告2)に基づき報告があった。
3. 第1回共通到達度確認試験(未修者1年次生)結果について・・・報告3  
秋野研究科長から資料(報告3)に基づき報告があった。
4. 授業参観のご報告  
委員から民法3(田村教授)及び民法演習(野田教授)の授業参観について報告があった。
5. 2020年度入試実施状況及び入学予定者向け事前ガイダンス等・・・報告4  
秋野研究科長から資料(報告4)に基づき報告があった。
6. 広島大学の大学院再編と実務法学専攻の運営体制  
秋野研究科長から4月からの大学院再編について報告があった。
7. その他  
特になし

(意見交換)

1. 未修者教育の見直し・改善について・・・資料1  
秋野研究科長から資料1に基づき説明があった。

○(委員)法律の勉強では, 難解な言葉が多い。それを自分の言葉で書くということ自分を過去にやっていた。そういうことを授業で取り上げてもらおうと良いのではないか。

○(委員)そういったことを, 学生には自分で気が付くようになって欲しいと考えている。

何でも教員に与えられるようではいけない。

○(委員)自分は完全な純粋未修であった。法律関係の本はこれまで読んできた本と異なることもあり、どうやったら読めるかということを考えてときに、平易な言葉で読み換えるということをやってみた。

○(委員)わかりやすく書く練習、演習ということが必要だが、苦手とする人が多いようだ。ロジックの組み立て方やリフレーズしてプレゼンテーションできるかどうかということ、理解しているかどうかということがすぐわかる。そういうところは詰め込みでは対応できないことだろう。

○(委員)ロースクールでは、勉強というよりも、職業準備だということ意識した方が良いのではないか。どういうレベルの人に対しても、わかりやすく説明するというのを1つの目標として考えてもらうと良いのではないか。

○(委員)基本書を読めると合格するともいえるが、実際のところ、どの程度まで読めるようにするかということが問題である。ゆっくり授業を進めるというお話があったが、いつまでもゆっくりやっていたら、学生に合格するような力はつかない。

○(委員)疑問を自分で発見する必要があるが、最近の学生の一般的な傾向として、それができていないのではないかとも思う。そもそも、本を読むということもできていない(読書の習慣がない)。

○(委員)2年間は短い。学部生の内に勉強を頑張ってもらう必要はある。法学部での学習を早めにやらせるように持っていったらどうか。早ければ早いほど良いだろう。

アウトプットとインプットの一体化が重要だと思っている。基本的な知識をアウトプットできるようになれば、どこにでも応用できると考えている。

[研究科]本を読む癖がない。事例問題を読んだときに、文字を文字のままとらえてしまい、問題の意味を絵としてイメージできていない。

色々自分でやってほしい点もあるが、こちらが働きかけてわからせる必要もあり、他方、教員に頼りすぎないよう学生の依存心を打ち消していくということも必要になってくる。

○(委員)例えば、殺人をした人に対して、殺意ある場合から殺意なしの場合を考えたときに、どこからが、殺人罪になるかといったことを、段階的に考えさせるというのも一つの方法かなと思う。先生方の「研究」という観点からは外れることになるかもしれないが。

○(委員)学部との連携について、学習コーチングや、教育のパッケージ化ということで、学部の方でも従来とは違った形で対応いただくということになろうかと思うが、そこはどのように考えているか。

[研究科]

協議をしながらやっという話ではあるが、学部は、SGUの目標達成等への貢献を求められているなど事情があることを了解した上で、法科大学院としては、こういうことをやっていただきたいということを示していかないといけないと考えている。他の大学の法学部とも連携予定であるが、それに対しても本学ではどういう学生を既修者コースで迎えたいかということをはっきり打ち出す必要があると考えている。

## 2. 人材育成に関する組織的な取り組みについて

各委員の組織での取り組みについて説明いただいた。

### 3. その他

〔議長〕この協議会は、学長への諮問機関である。

以下4点を学長へ提案させていただくこととしたい。

- ① 事前教育との関係で、奨学金のことであるが、これは、学生の教育に効果が上がっているとのことなので、新研究科が創設され、組織が変わっても、この制度の維持を学長にお願いしたい。
- ② 新研究科になっても、法務研究科の教育プログラムの独立性を維持されるべきであろう。(法務研究科の教育プログラム、特に、これまで司法試験合格に向けて用意してきている教育上の仕掛け等を含めて、それらが新研究科のさまざまな事情の中にあっても切り崩されることがないように独立性を維持されるべきであろう。)
- ③ 新研究科になることに伴って、教育学研究科という大所帯と一緒になるということもあるが、組織としてできるかぎり円滑かつ適切な運営が可能となるよう、人事などを含む組織の独立性を確保されるべきであろう
- ④ 法学部との連携にあたって、学内での細かい配慮をいただきたい。例えば予算面など。

#### ○ (委員)

- ⑤ 弁護士会から実務家教員を派遣しているが、経験年数が15年未満、15年以上で大きく給与に差を付けられている。この区別について、推薦する側としては、撤廃してほしい。必ずしも、実務家経験が長ければ支援に向いているということはない。

〔議長〕

そのご提案を、学長への提案の5点目とさせていただくこととしたい。

実務家教員について教授の報酬は、他大学の例でいえば、見直され、金額が高くなったところがあると聞いているが、准教授は、事例が少ないこともあり、配慮されていない面もある。近年、若い先生を雇用する機会が増えてきているので、この提案は大事なことだと考える。

〔研究科〕 貴重な意見を賜りありがとうございました。ご指摘いただいたところや意見を踏まえて、質の良い教育ができるよう努めていきたいと思えます。